

塩浜福祉園

指定管理者(候補者)の推薦について

令和5年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会

障害福祉部所管施設専門部会

目 次

I 施設の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II 指定管理者（候補者）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
III 選定方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
IV 選定結果	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3

《 参考資料 》

江東区塩浜福祉園事業計画書	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
収支計画書（総括表）	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 0
定款	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 1

I 施設の概要

1 施設概要

江東区塩浜福祉園

- ・所在地 東京都江東区塩浜 2-5-20
- ・設置の目的 障害者の福祉の向上を図る
- ・設置条例 江東区障害者通所支援施設条例
(平成2年3月江東区条例第5号)
- ・設置時期 平成5年6月1日

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

II 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 章佑会
- (2) 所在地 練馬区大泉学園町7丁目12番30号
- (3) 設立時期 平成6年3月10日
- (4) 代表者 理事長 馬場 康雄
- (5) 従業員数 934名
- (6) 基本金 396,896,679円

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

- (1) 設立経緯 昭和52年8月、練馬区大泉学園町に知的障害者小規模福祉作業所を開所。平成6年3月に社会福祉法人章佑会として認可を受ける。平成29年4月、社会福祉法人章佑会(東京)、社会福祉法人教佑会(千葉)、社会福祉法人清友会(栃木)の三法人合併。
- (2) 設立目的 利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
- (3) 事業内容 障害者施設、高齢者施設、複合型施設の運営等
- (4) 事業実績 東京、千葉、埼玉、栃木で27施設の障害者施設等を運営
(都内では障害者施設9施設、高齢者施設6施設)

3 推薦理由

上記法人について審査を行ったところ(審査項目については次項以降を参照)、良好な結果を得た。

現在の運営法人は、医療的ケアが必要となる重度の利用者が多く在籍する中、利用者個々の障害特性を十分に把握し、適切な支援を実施しており、また、利用者、家族との信頼関係の構築に努めている。さらに、障害者等の福祉推進に取り組む法人とし

ての十分な適格性により、引き続き安定したサービスの確保と更なるサービス向上が期待できる。

以上の理由から、現在の運営法人を指定管理者として推薦する。

Ⅲ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 非公募選定の理由

- ① 運営にあたって利用者と支援者の強力な信頼関係が基礎になっている。区直営から移行した2期目の事業運営にあたり、運営事業者が変更になることにより、利用者・家族との信頼関係や、施設運営の安定性が損なわれる可能性がある。
- ② 利用者個々の障害特性を十分把握し適切な対応を行うことで、利用者と支援者の信頼関係が確立されている。
- ③ 利用者アンケートにおいても一定の評価を得ており、また年度評価や第三者評価の結果も良好である。

(2) 選定方法

ア 書類審査

法人から提出された書類について、事業計画書等を元に、総合的な審査を実施した。

イ 現地調査・ヒアリング

書類では確認が難しい内容（施設の運営状況等）について、現地調査及びヒアリングを実施した。

2 選定の経過

日付	会議名	内容
令和5年 2月17日	第4回江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会障害福祉部専門部会	選定方法（非公募）の検討
令和5年 3月10日	第4回江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	選定方法（非公募）の決定
令和5年 4月19日	第1回江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会障害福祉部専門部会	選定基準、評価基準等の検討
令和5年 5月15日	第1回江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準等の決定
令和5年 7月27日	第2回江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会障害福祉部専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会障害福祉部所管施設専門部会

	職名	氏名
部会長	障害福祉部長	岩井 健
副部会長	福祉部長（令和5年6月まで）	武越 信昭
	福祉部長（令和5年7月から）	炭谷 元章
部会員	障害者施策課長（令和5年3月まで）	大江 英樹
	障害者施策課長（令和5年4月から）	小林 愛
	障害者支援課長	佐久間 俊育
	福祉課長	山崎 岳
	長寿応援課長（令和5年3月まで）	小林 愛
	長寿応援課長（令和5年4月から）	伊藤 剛
外部有識者		

IV 選定結果

1 第一次審査(書類審査)の結果

評価項目	配点	平均評価点
I 法人（団体）の基本理念・運営方針		
[Redacted]	10	7.7
	10	8.0
	10	7.7
	10	6.0
	5	3.3
II 施設の管理運営体制		
[Redacted]	5	4.0
[Redacted]	10	6.7

	5	3. 2
	1 0	8. 0
	5	3. 7
	5	3. 0
	5	3. 7
	1 0	7. 7
	1 0	8. 3
	5	3. 3
	1 0	7. 0
	1 0	7. 3
	5	3. 8
	5	3. 8
	5	4. 3
	5	4. 3
Ⅲ 事業運営計画（生活介護）		
	2 0	1 6. 0

	20	15.3
	20	18.0
	20	16.0
	20	16.0
	10	8.0
	5	4.2
20	14.0	
IV 事業運営計画（特定相談支援）		
	10	7.3
V 施設管理		
	5	3.7
	5	4.2
VI その他		
	5	3.3
	10	6.0
VII 再選定された場合の今後の取り組みについて		
	20	14.7
合計点		261.5

2 第二次審査(現地調査及びヒアリング)の結果

評価項目	配点	平均 評価点
I 法人(団体)の基本理念・運営方針		
	10	8.7
	10	8.7
II 施設の管理運営等		
	10	8.3
	10	8.0
	20	17.3
	20	18.0
	10	8.7
	10	9.0
	20	18.0
	20	16.7
	10	8.7
	10	9.0
	10	8.7
	10	8.7
	10	9.0
	10	8.3
	10	8.3

	5	4.0
	5	3.7
	5	4.5
	10	7.7
	10	7.7
合計点	235	201.2

3 総合結果

評価項目	配点	合計点
第一次審査	345	262 (261.5)
第二次審査	235	201 (201.2)
合計点	580	463
評価	B (79.8%)	

4 事業計画書等に関する主な意見

審査項目	専門部会としての意見
I 法人（団体）の基本理念・運営方針	<p>障害者等の福祉を推進する法人として、明確な理念・基本方針を掲げ、当該施設の指定管理者として適格である。財務状況は、収益性が低い水準となっているが、純資産額が多いことから、当該施設の運営に影響はないと考える。</p> <p>障害者雇用についても、社会的公正性、個人の自己実現等の観点から、取り組みを進めている。</p>
II 施設の管理運営体制	<p>人材確保に苦慮する部分も見受けられたが、全体的に良好な運営が確認された。利用者の意思を尊重するために、本人及び家族の要望を丁寧に聞き取り、その内容に基づく支援目標、具体的な支援内容を設定し、日々の支援に取り組んでいる。</p> <p>また、虐待防止委員会を通じて、様々な虐待に関する</p>

	<p>る課題に取り組み、職員への意識付けを行い、現場から管理者へ報告する仕組みを構築している。</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症対策に関しても、感染症マニュアルを作成した上で、園全体で取り組んでおり、感染者発生時の速やかな連絡体制も構築されている。以上の点から、施設の管理運営体制については、今後も安定した運営が期待できる。</p>
III 事業運営計画（生活介護、特定相談支援）	<p>利用者の障害特性等をまとめた個別支援計画について、半年ごとにモニタリングを実施し、支援の進捗状況の確認、修正を行っている。また、個別の支援を時系列でまとめたスケジュールを各グループで作成し、嘱託医等の専門職とも適宜相談しながら、利用者の特性に合わせた支援を行っている。利用者の情報については、毎日の朝礼等で日課表により職員間で共有しており、安定したサービスの提供に繋げている。家族とは、良好な関係の構築のため、日々の報告と確認を重視しており、連絡帳、電話相談、個別面談等様々な方法を活用しつつも、園としての一貫した対応を行っており、引き続き安定したサービスの提供が望める。</p>
IV 施設管理、その他、再選定された場合の今後の取り組みについて	<p>施設の保守管理については、委託事業者任せにすることなく、適宜情報共有をし、早期発見早期対応に取り組んでいる。地域との関係性構築もイベントを軸に検討しており、実効性が見込まれる。</p> <p>今後の取り組みについても、家族との関係性の向上、利用者が楽しみに通える福祉園づくり、医療的ケア者に対する積極的な取り組み等を目指している。以上の点から、引き続き塩浜福祉園の指定管理者として、適切な運営が期待できる。</p>

5 財務状況審査

以上の点から、法人の財務状況は、指定管理者として妥当であると考えます。

※詳細 P10 参照

6 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等 P 1 1 参照

令和5年7月27日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
障害福祉部所管施設専門部会 部会長殿

江東区塩浜福祉園指定管理者の選定に関する意見について

標記の件について、次のとおり意見を述べます。

1 選定の手順について

非公募による選定の決定に基づき、必要な項目を網羅した選定基準、評価基準及び評価項目を用いて、適正に第一次審査及び第二次審査を実施したと判断します。

2 法人について

今回選定された社会福祉法人章佑会は、第一次審査及び第二次審査の合計で7割以上の評価を得ており、運営法人として適切であると判断します。

ただし、法人の苦情処理規程に基づく苦情処理の解決結果については、年度内に2回程度の委員会を開催した上で、公表することが望ましいと考えます。

3 今後の施設運営について

重症化リスクを抱える最重度の障害者が利用する施設であるため、障害の重度・重症化、利用者の高齢化等に伴う支援の難化に対しても、適切にサービスを提供できる体制の構築に、引き続き取り組んでください。

以上の点から、社会福祉法人章佑会を指定管理者（候補者）とすることは、妥当であると考えます。